

入札説明書

会津森林管理署南会津支署南会津宿舎新築工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1 公告日：令和 7 年 5 月 29 日

2 契約担当官等：支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典

3 工事概要等

(1) 工 事 名：会津森林管理署南会津支署南会津宿舎新築工事

(2) 工事場所：福島県南会津郡南会津町山口字村上 867-8、867 の一部

(3) 工事内容：木造宿舎の新築工事（木造 4 階建て約 183 m²）

付帯施設の新築工事（木造平屋建て約 25 m²）

詳細は「設計図書」のとおり

(4) 工 期：契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 29 日

(5) 本工事の入札は、適正かつ円滑な実施を目的として、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価において加点を行う工事である。

(6) その他

ア 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の提出期間、場所及び方法は、入札公告 3 (2) のとおりである。

イ 電子入札システムで使用できる IC カードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得した IC カードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 7・8 年度の関東森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築工事一式」の等級が A 又は B の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき厚生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが

なされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に元請として以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合に限る。）。

同種工事：延べ面積が400㎡以上の木造建築物の施工実績

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
 - イ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
 - ウ 直接的かつ恒久的な雇用関係が、申請書提出日以前に3ヶ月以上あること。
- (6) 申請書、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から工事請負契約指名停止等措置要領（昭和59年6月11日付59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した建築工事で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年度間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評価点の平均が65点以上であること。復旧・復興JVにあっては、全ての構成員について上記要件を満たしていること。
- (8) 上記3の工事概要等にした工事に係る設計業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「資本面において関連がある建設業者」とは、受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有するか、その出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者をいい、「人事面において関連がある建設業者」とは、建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者をいう。

なお、本物件の受託者は、（株）高橋建築設計事務所（群馬県前橋市粕川町新屋244-6 電話 027(285)2156）である。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (7) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係、又は人的関係があると認められる場合。

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、福島県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県に所在すること。

なお、経営建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が上記区域内であること。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は準ずるものとして農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(3) から(12) までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参、又は郵送（書留郵便に限る。締切日時必着）で提出すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：入札公告 3 (2) アによる。

イ 提出方法：電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（添付書類を含む。）、「技術提案書」（様式 1 号～5 号、添付書類を含む。）をそれぞれ添付して提出すること。

ただし、申請書等のファイル合計容量が 10MB を超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより送信すること。

- (ア) 持参又は郵送する旨の表示
 - (イ) 持参又は郵送する書類の目録
 - (ウ) 持参又は郵送する書類のページ数
 - (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 郵送による提出先は、入札公告 3 (2) イに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式で作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他：PDF
- ・ 画像：JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮：LHZ 形式

【紙入札方式による提出の場合】

ア 提出期間：入札公告 3 (2) アのとおり。

イ 提出場所・提出方法：入札公告 3 (2) イ及びウのとおり。

返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手（404 円）を貼った長 3 号封筒を提出書類と併せて提出すること。

(2) 申請書には次の資料を添付すること。

ア 令和 7・8 年度有資格者名簿兼資格確認通知書（「建築一式」の登録）の写し。

イ 同種工事の施工実績（「技術提案書」と同様式を使用）

(ア) 別記様式 2 号「同種工事の施工実績」

(イ) 別記様式 4 号「配置予定の技術者の資格・工事経験」

申請にあたり、同一の者を複数工事の配置予定主任技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者、又は落札予定者となったことにより記載した配置予定主任技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書及び技術提案書等の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。申請書及び技術提案書等の取り下げは、電子入札システムにより提出した場合であっても書面により行うこと。

他工事を落札したことにより配置予定主任技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、受注者は工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により主任技術者を変更(下記の 15 を参照)できるものとする。

- (3) 技術提案書は、「技術提案書作成要領」に基づき作成するものとし、表紙を 1 ページとして通し番号を付すとともに全頁数を表示して提出すること。(頁の例：1/〇～〇/〇) (「技術提案書作成要領」は、入札公告 6 (12) の配付資料等からダウンロードすることができる。)

- (4) 技術提案書の作成説明会

技術提案書の作成説明会は実施しない。

- (5) (1) の期間内に技術提案書の提出がない場合 (必要書類の未提出等も含む。)、又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合には入札に参加できない。

なお、記載内容は具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容の記載は認めない。

- (6) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日以降に行うものとし、参加資格の有無については、令和 7 年 6 月 25 日までに通知する。なお、通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

- (7) 技術提案書のヒヤリング

技術提案書のヒヤリングについては、原則として実施しない。

- (8) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の差し替え、又は再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面 (様式は任意) により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和 7 年 7 月 4 日 16 時

イ 提出場所：入札公告 3 (2) イに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による (郵送の場合は提出期限必着)。

- (2) 支出負担行為担当官は、(1) の説明を求められたときは、(1) アの最終日の翌日から起算して 3 日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (3) (1) の理由の説明を求める書面、及び (2) の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：回答日から 1 ヶ月間

イ 閲覧場所：(1) イに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

イ 提出場所：入札公告3(2)イに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送の場合は提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 簡易型総合評価落札方式に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 技術提案の内容、資料等で示された実績等により最大30点の加算点を与える。

ウ 評価値は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値とする。

エ 各入札参加者のうち、評価値が最大の者を落札者として決定する。

オ エの決定に当たり、当該者の入札価格が調査基準価格を下回っていないこと、及び当該者の評価値が評価基準値（標準点を本工事の予定価格で除した数値を「基準評価値」という。）を下回っていないことを条件とする。

カ エの評価値の最も高い者が2者以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合、並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 企業の施工実績

同種工事の施工実績、工事成績評価点、低入札価格調査対象工事の有無、施工に対する表彰の有無により評価する。

(イ) 配置予定主任技術者の能力

配置予定主任技術者の施工実績、保有する資格により評価する。

(ウ) 信頼性・社会性

地域への貢献度等、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、信頼性、企業に関する事項（賃上げ）により評価する。

イ 技術提案資料について、上記評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目に付き得点を与え、その得点の合計を加算点とする。

(3) 評価に関する基準

「技術提案書作成要領」Ⅱ 3 (1) 評価項目・評価基準を参照

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 評価値が基準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

イ アにおいて、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせ落札者を決定する。

ただし、電子入札等で該当者が入札に立ち会わない場合、及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記の16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、関東森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 評価内容の担保等

ア 入札時に提示された技術提案については、工事完成後においてその履行状況について検査を行う。

イ 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容を全て満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で再度の施工が困難である、又は合理的で

ない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数 1 件につき、工事成績評定点を 3 点減するものとする。

カ 入札時に示された技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期間：令和 7 年 5 月 29 日から令和 7 年 7 月 4 日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日 9 時から 16 時まで。

(ただし、12 時から 13 時を除く。)

イ 提出場所：入札公告 3 (2) イに同じ。

ウ 提出方法：書面の持参、又は郵送（様式自由）

郵送による場合は、令和 7 年 7 月 4 日午前中必着とする。（書留郵便に限る。）

(2) (1) の質問に対する回答は書面により行う。

また、(1) の質問、及び回問書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

ア 閲覧期間：令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 9 日までの休日を除く毎日 9 時から 16 時まで。

イ 閲覧場所：(1) イに同じ。

9 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 電子入札システムによる入札の開始、及び締切りは入札公告 5 (3) アによる。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更日時を通知する。

(2) 持参による入札の場合は、入札公告 5 (3) イによる。この場合、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の通知書の写し、及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

(3) 開札は、入札公告 5 (3) ウによる。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙より商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証、若しくは公共工事履行保証証書による保証を付した場合、又は履行保証保険契約の「締結を行った場合には契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

また、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

12 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムによる提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については必ず記載すること。

【電子入札方式の場合】

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、次のイによること。

イ 郵送について

工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書のみを郵送（締切日時必着）で提出すること。

郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送に当たっては書留郵便を利用し、二重封筒で表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表には「入札件名」を表示すること。

また、入札書の添付書類として下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、フィールドに添付して電子入札システムにより送信すること。

(ア) 郵送する旨の表示

(イ) 郵送する書類の目録

(ウ) 郵送する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は入札公告3(2)イに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 5 (1) ウと同じ形式で作成すること。

【紙入札方式での場合】

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しない。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

13 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者、又はその代理人が立会い開札を行うものとする。

なお、競争参加者、又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 配置予定主任技術者の確認

実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議より配置する主任技術者を変更できるものとする。

- (1) 病気、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官が認める事由による場合
- (2) 受注者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）、いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工

事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工期延長は行わない。

17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式事由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）。
イ 提出場所：入札公告3(2)イに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送の場合は書留郵便で提出期限必着。）。
(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは(1)アの提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面、及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：(2)の回答日の翌日から令和8年3月31日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分（12時から13時までを除く。）。
イ 閲覧場所：上記(1)イに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内。

イ 提出場所：上記(1)イに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送の場合は書留郵便で提出期限必着。）。
(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

18 契約書作成の要否

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。落札決定後は電子契約システムによる手続きを開始することに

なるので、あらかじめ利用者登録を行っておくこと。電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取り交わしをするものとする。）。

なお、国有林野事業工事請負契約約款については、本工事の公告日現在、関東森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>）に掲載しているものとする。

19 支払条件

(1) 前金払：有

ただし、国庫債務負担行為に係る契約の特則を適用し、令和8年度の前払金相当額についても令和7年度内に請求出来るものとする。

(2) 中間前金払及び部分払：無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負契約約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」の、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の3」に、第7項中「10分の5」を「10分の2.5」に、「10分の6」を「10分の3」に読み替えるものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口

受付窓口：入札公告3(2)イに同じ。

21 その他

(1) 言語等：契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、5(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置す

ること（５（３）のただし書きの場合を除く。）。

(4) 電子入札システムは、土曜日・日曜日・祝日を除く 9 時から 17 時まで稼働している。

(5) 電子入札システムの操作手引書

システム操作上の手引書としては、関東森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」、及び農林水産省電子入札ホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。

(6) 障害発生時、及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおり。

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9 時から 16 時（12 時から 13 時までを除く。）

電話：048(254) 6031

FAX：048(254) 6041

e-mail：help@maff-ebic.go.jp

(7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(8) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合は再度入札に移行する。

再度入札の日時等においては発注者が指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(9) 標準仕様書等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を参照すること。

(10) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）のことであり、競争参加資格確認資料等においては「過去 15 年以内」、「過去 5 年間」等とあるものは、それぞれ「過去 15 年度以内」、「過去 5 年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去 15 年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去 15 年度の期間をいう。

(11) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(12) 技術提案書作成要領の様式 7

様式 7 の課題：地域住民への配慮と環境対策について

(13) 技術提案書作成要領の様式 8 の課題

様式 8 の課題：品質の確認方法、管理方法について

別紙（紙契約方式への変更承諾願 記載例）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理署長 松村 孝典 殿

住 所
商号又は名称 ○○株式会社
代 表 者 代表取締役社長 ○○ ○○

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の会津森林管理署南会津支署南会津宿舎新築工事について、電子契約システムを利用し
ての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

「ようこそ、電子契約システム（工事・業務）へ」

電子契約システム（工事・業務）では、
従来の紙による契約手続の一連の行為と制度的に同じことを手元のパソコンからインターネットを介して行います。
これにより、場所や時間の制約を最小限として契約から請求業務が電子的に実現されます。

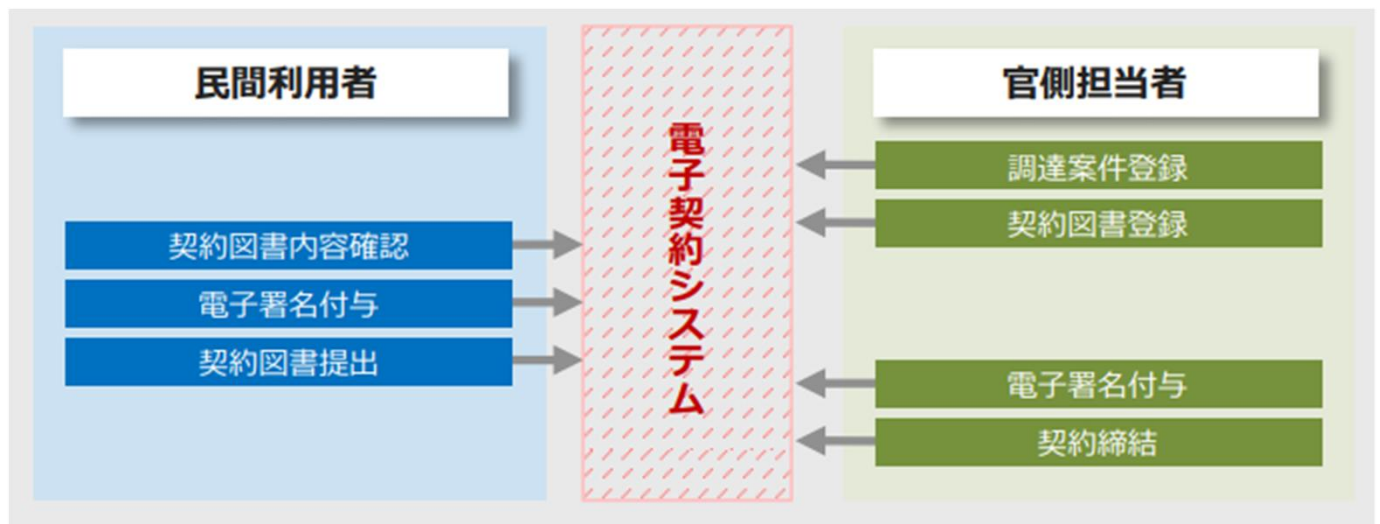
電子契約システムは、これまで紙により実施していた契約手続きをインターネットを介して行うシステムです。場所や時間の制約を最小限として契約業務等が電子的に実施できるメリットがあります。

今般、関東森林管理局では、**電子契約システムの契約業務について、試行的導入を行う**こととなりました。

入札公告に「電子契約システム試行対象案件」と記載されている工事・業務においては、民間利用者側も当該システムの**利用者登録**に**あらかじめご協力**をお願いいたします。

（電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合があります。）

【契約業務の処理イメージ】



【電子契約システム利用に当たって必要なもの】

PC
インターネット
環境

電子証明書
ICカード、カードリーダー
等

☞ 電子契約システムプラグインのインストール

☞ ブラウザ(Edge,Chrome等)の設定

☞ 電子契約システム利用者登録

電子契約システム>> <https://www.gecs.mlit.go.jp/index.html>

利用環境準備の詳細はこちら>> <https://www.gecs.mlit.go.jp/prepare.html>

動画マニュアルはこちら

Microsoft Edgeご利用の方>> <https://www.youtube.com/watch?v=5PRICT2snck>

Google Chromeご利用の方>> <https://www.youtube.com/watch?v=d8iD0xhSCMk>